

A31 利益相反行為に該当するかどうかは実質で判断する必要があります。

【解説】

理事長の個人財産を医療法人に賃貸する場合や理事長が医療法人の財産を購入する場合など、医療法人が不利益を被る可能性がある取引が利益相反行為に該当します。

利益相反行為に該当する取引例	利益相反行為に該当しない取引例
医療法人と理事長個人との間で行う売買取引	理事長個人の金銭を医療法人へ貸し付ける場合
医療法人と理事長個人との間で行う賃貸借取引	理事長個人の財産を医療法人へ贈与する場合
医療法人の金銭を理事長個人へ貸し付ける場合	医療法人の債務を理事長個人が債務引き受けする場合